

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 238.5 ha	中原区井田 3 丁目地内において、箇所番号 1 9 を廃止する。 中原区上小田中 2 丁目地内において、箇所番号 5 7 を廃止する。 中原区上新城 1 丁目地内において、箇所番号 7 1 を廃止する。 高津区上作延 3 丁目地内において、箇所番号 3 9 を廃止する。 高津区上作延 5 丁目地内において、箇所番号 6 3 及び 6 4 を廃止する。 高津区二子 3 丁目地内において、箇所番号 1 3 8 を廃止する。 高津区千年地内において、箇所番号 2 2 6 を廃止する。 高津区子母口地内において、箇所番号 3 3 4 を廃止する。 高津区末長 1 丁目地内において、箇所番号 3 3 7 を廃止する。 高津区上作延 2 丁目地内において、箇所番号 3 5 4 を廃止する。 高津区坂戸 1 丁目地内において、箇所番号 3 6 5 を廃止する。 宮前区有馬 3 丁目地内において、箇所番号 1 2 を廃止する。 宮前区有馬 7 丁目地内において、箇所番号 6 1 を廃止する。 宮前区菅生 2 丁目地内において、箇所番号 2 0 8 を廃止する。 宮前区平 4 丁目地内において、箇所番号 2 5 8 を廃止する。 宮前区南平台地内において、箇所番号 3 0 9 を廃止する。 宮前区西野川 1 丁目地内において、箇所番号 3 2 5 を廃止する。 宮前区西野川 2 丁目地内において、箇所番号 3 8 7 を廃止する。 宮前区野川本町 1 丁目地内において、箇所番号 4 4 3 を廃止する。 宮前区馬絹 4 丁目地内において、箇所番号 5 9 7 を廃止する。 宮前区宮崎地内において、箇所番号 6 3 5 及び 6 3 8 を廃止する。 宮前区東有馬 5 丁目地内において、箇所番号 7 9 3 を廃止する。 多摩区栗谷 1 丁目地内において、箇所番号 4 2 を廃止する。 多摩区菅馬場 2 丁目地内において、箇所番号 1 7 7 を廃止する。 多摩区菅馬場 3 丁目地内において、箇所番号 1 8 2 を廃止する。 多摩区寺尾台 1 丁目地内において、箇所番号 2 1 2 を廃止する。 多摩区長沢 1 丁目地内において、箇所番号 2 3 8 及び 2 4 1 を廃止する。 多摩区長沢 4 丁目地内において、箇所番号 2 6 1 を廃止する。 多摩区堰 2 丁目地内において、箇所番号 4 5 5 を廃止する。 多摩区中野島 3 丁目地内において、箇所番号 4 7 9 を廃止する。 多摩区登戸地内において、箇所番号 5 0 3 を廃止する。 多摩区南生田 2 丁目地内において、箇所番号 5 0 4 を廃止する。 麻生区岡上 1 丁目地内において、箇所番号 2 1 を廃止する。

面 積	備 考
約 238.5 ha	麻生区岡上 2 丁目地内において、箇所番号 4 2 を廃止する。 麻生区岡上 5 丁目地内において、箇所番号 4 8 を廃止する。 麻生区栗平 2 丁目地内において、箇所番号 1 6 9 を廃止する。 麻生区高石 3 丁目地内において、箇所番号 2 3 5 及び 2 3 6 を廃止する。 麻生区細山 3 丁目地内において、箇所番号 2 9 9 を廃止する。 中原区上小田中 1 丁目地内において、箇所番号 1 6 1 を縮小する。 高津区坂戸 1 丁目地内において、箇所番号 3 3 0 を縮小する。 宮前区有馬 5 丁目地内において、箇所番号 2 8 を縮小する。 宮前区犬蔵 1 丁目地内において、箇所番号 9 0、9 8 及び 7 3 8 を縮小する。 宮前区土橋 2 丁目地内において、箇所番号 2 8 8 を縮小する。 宮前区野川本町 1 丁目地内において、箇所番号 3 1 7 を縮小する。 宮前区初山 1 丁目地内において、箇所番号 4 6 8 を縮小する。 宮前区馬絹 3 丁目地内において、箇所番号 5 9 5 を縮小する。 宮前区犬蔵 2 丁目地内において、箇所番号 6 5 6 を縮小する。 宮前区鷺沼 1 丁目地内において、箇所番号 6 8 8 を縮小する。 宮前区南野川 2 丁目地内において、箇所番号 7 6 4 を縮小する。 多摩区菅 3 丁目地内において、箇所番号 9 2 を縮小する。 多摩区長尾 5 丁目地内において、箇所番号 2 2 3 を縮小する。 麻生区王禅寺西 7 丁目地内において、箇所番号 1 0 を縮小する。 麻生区王禅寺東 4 丁目地内において、箇所番号 1 3 を縮小する。 麻生区五力田 3 丁目地内において、箇所番号 2 0 1 を縮小する。 麻生区千代ヶ丘 3 丁目及び 5 丁目地内において、箇所番号 2 5 0 を縮小する。 麻生区栗木 3 丁目地内において、箇所番号 3 8 1、3 8 8 及び 3 9 5 を縮小する。 高津区下作延 4 丁目地内において、箇所番号 3 4 7 及び 3 7 3 を拡大する。 宮前区南野川 3 丁目及び西野川 3 丁目地内において、箇所番号 6 9 3 を拡大する。 中原区下小田中 1 丁目地内において、箇所番号 1 7 5 及び 1 7 6 を追加する。 高津区下作延 4 丁目地内において、箇所番号 4 2 1 を追加する。 宮前区東有馬 5 丁目地内において、箇所番号 8 1 1 を追加する。 多摩区堰 3 丁目地内において、箇所番号 5 9 7 を追加する。 多摩区登戸地内において、箇所番号 5 9 8 を追加する。
	合計箇所 1,518

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成３０年３月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進む中で、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、指定から３０年経過あるいは、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなったことを理由とし、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	備 考
新	約 <u>2 3 8 . 5</u> ha	箇所数 <u>1, 5 1 8</u>
旧	約 <u>2 4 5 . 3</u> ha	箇所数 <u>1, 5 5 4</u>
増減	- 6 . 8 ha	箇所数 - 3 6

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

川崎市

宮前区

南平台地内

麻生区

栗平2丁目地内

3 変更する部分

川崎市

中原区

井田3丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、下小田中1丁目、及び上新城1丁目地内

高津区

上作延2丁目、上作延3丁目、上作延5丁目、下作延4丁目、二子3丁目、千年、子母口、末長1丁目、及び坂戸1丁目地内

宮前区

有馬3丁目、有馬5丁目、有馬7丁目、東有馬5丁目、菅生2丁目、平4丁目、西野川1丁目、犬蔵1丁目、犬蔵2丁目、土橋2丁目、野川本町1丁目、初山1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目、南野川2丁目、南野川3丁目、馬絹3丁目、馬絹4丁目、宮崎、及び鷺沼1丁目地内

多摩区

栗谷1丁目、菅3丁目、菅馬場2丁目、菅馬場3丁目、寺尾台1丁目、長沢1丁目、長沢4丁目、長尾5丁目、堰2丁目、堰3丁目、中野島3丁目、南生田2丁目、及び登戸地内

麻生区

岡上1丁目、岡上2丁目、岡上5丁目、高石3丁目、細山3丁目、王禅寺西7丁目、王禅寺東4丁目、五力田3丁目、千代ヶ丘3丁目、千代ヶ丘5丁目、及び栗木3丁目地内

経 緯 書

川崎都市計画生産緑地地区

都市計画決定（変更）の経緯

平成 3 年 4 月 2 6 日	生産緑地法改正
平成 3 年 6 月 2 1 日	都市計画決定（川崎市告示第 2 5 5 号）
平成 3 年 9 月 1 0 日	改正生産緑地法施行
平成 4 年 1 1 月 1 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 3 1 号）
平成 5 年 8 月 1 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 4 8 号）
平成 5 年 1 2 月 2 4 日	都市計画変更（川崎市告示第 4 8 3 号）
平成 6 年 1 2 月 2 2 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 8 7 号）
平成 7 年 1 2 月 2 6 日	都市計画変更（川崎市告示第 4 4 5 号）
平成 8 年 1 2 月 2 6 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 2 2 号）
平成 9 年 1 2 月 2 6 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 1 0 号）
平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 5 3 号）
平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 1 1 号）
平成 1 2 年 1 2 月 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 2 5 号）
平成 1 3 年 3 月 3 0 日	都市計画変更（川崎市告示第 1 3 3 号）
平成 1 3 年 1 2 月 2 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 3 3 号）
平成 1 4 年 1 2 月 1 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 1 9 号）
平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 4 6 号）
平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 0 9 号）
平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 4 1 号）
平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 6 0 号）
平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 2 0 号）
平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 1 2 号）
平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 5 2 号）
平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 6 5 号）
平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 0 2 号）
平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 0 5 号）
平成 2 5 年 1 2 月 4 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 9 2 号）
平成 2 6 年 1 2 月 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 4 3 号）
平成 2 7 年 1 2 月 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 0 5 号）
平成 2 8 年 1 2 月 5 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 8 7 号）

平成29年12月5日	都市計画変更（川崎市告示第604号）
平成30年8月9日	都市計画変更（川崎市告示第456号）
平成30年11月29日	都市計画変更（川崎市告示第635号）
令和元年11月20日	都市計画変更（川崎市告示第367号）
令和2年11月26日	都市計画変更（川崎市告示第637号）
令和3年12月2日	都市計画変更（川崎市告示第595号）
令和4年11月14日	都市計画変更（川崎市告示第596号）
令和5年4月12日	都市計画変更（川崎市告示第229号）
令和5年11月28日	都市計画変更（川崎市告示第580号）
令和6年10月31日	都市計画変更（川崎市告示第497号）
令和7年11月6日	都市計画変更（川崎市告示第560号）

今回の都市計画変更の経緯

令和7年12月19日～ 生産緑地地区指定申し出受付期間
令和8年 1月19日

令和8年 9月10日～ 法定縦覧（今回手続き）
令和8年 9月24日

令和8年 月 日 都市計画審議会
令和8年 月 日 告示